

8 健対第 5 2 5 号
令和 8 年 5 月 2 2 日

各保健所長 殿

保健医療局長

「歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令」の公布について（通知）

このことについて、令和 8 年 5 月 2 0 日付け医政発 0 5 2 0 第 1 5 号で、厚生労働省医政局長から別添のとおり通知がありました。

なお、歯科技工所番号の付与については、国の方針が決まり次第通知します。

一般社団法人愛知県歯科医師会、一般社団法人愛知県病院協会、一般社団法人愛知県医療法人協会及び一般社団法人愛知県歯科技工士会には別に通知しています。

担	当	健康医務部健康対策課 歯科・栄養グループ（加藤）
電	話	0 5 2 - 9 5 4 - 6 2 7 1（ダイヤルイン）
ファックス		0 5 2 - 9 5 4 - 6 9 1 7
電子メール		kenkotoaisaku@pref.aichi.lg.jp